

空き家は放置せず、 「仕舞う」・「活かす」で住みよい街に

除却 活用

固定資産税の
軽減措置が
対象外に
なります

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が令和5年12月13日より施行されました。これにより、特定空家に加えて管理不全空家も指導・勧告の対象となりました。市からの指導に従わず、勧告を受けると固定資産税の軽減措置が受けられなくなります。

【指導・勧告対象の空家】

特定空家

そのまま放置すると倒壊などのおそれがある状態。



管理不全空家

窓や壁が破損しているなど、管理が不十分な状態。



居住していない方



市では空き家のワンストップ相談窓口を開設しています。空き家の処分に困ったら、お気軽にご相談ください。

NPO法人 かがわランド・バンクに相談

☎ 64-3121 FAX 64-3122

司法書士、宅地建物取引士、税理士、一級建築士、耐震診断補強相談士、土地家屋調査士が無料で相談に応じます。

相談方法

月～金曜日の午前9時～午後4時に電話またはFAXで相談内容を伝えてください。後日専門のスタッフが対応します。

「空き家バンク」に登録してみよう

「空き家バンク」は、空き家を売ったり貸したりしたい人と、居住するための空き家を探している人をマッチングする制度です。

空き家の

所有者 物件の登録を申し込み

利用希望者 気に入った物件の利用を申し込み

下見や相談も可。契約時は、宅地建物取引業者が仲介するので安心です。登録方法などの詳細については、右の二次元コードからご覧ください。



空き家バンク

令和6年4月1日から

空き家に使える補助制度ができました

●空き家除却事業費補助金

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で「空き家」となっている物件を解体する場合に補助金（上限50万円）を交付します。

※原則、敷地内に建築物を残さないこと。

●空き家活用お片付け補助金

昭和56年6月1日以降に建築された住宅で1年以上「空き家」となっている物件を活用するために「お片付け」をする場合に補助金（経費の3分の2以内、上限20万円）を交付します。

※各補助金は、予算がなくなり次第終了となります。

補助金の条件などの詳細は、市ホームページをご覧ください。



▲空き家対策市ホームページ



トウカイゼロ TOUKAI-0

(東海・倒壊)

地震の被害を減らそう!!

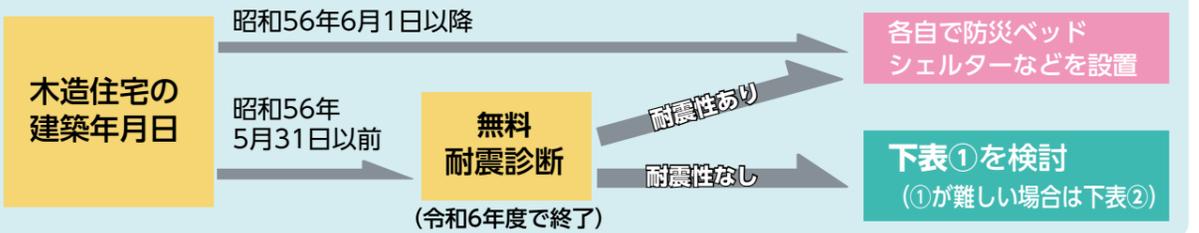
木造住宅耐震化プロジェクト「TOUKAI-0」は、東海地震による被害を減らすため、耐震化などの補助や啓発活動を行う事業です。

☎ 都市政策課 (☎21-1152)

地震による死因で最も多いのは、倒壊した建物の下敷きになったことによる圧死と言われています。市では、建物の倒壊などから命を守るため、さまざまな事業を行っています。本事業は令和7年度で終了のため、対象となる方は事業の積極的な活用をお願いします。



【居住している住宅】補助事業の対象か確認



①耐震化

| 補助事業 | 対象世帯など | 補助額上限 |
|---------------------------------|------------------------|--------|
| 耐震補強工事 (補強計画一体型) (～令和7年度) | 一般世帯 | 100万円 |
| | 60歳以上の方がいる世帯 | 110万円 |
| | 65歳以上の方のみの世帯など | 120万円 |
| ※補強計画を策定済みの場合は工事費のみが補助対象 | | |
| 除却・建て替え 工事 (～令和7年度) | 一般 (除却のみ) | 30万円 |
| | 高齢者など (除却のみ) | 40万円 |
| | ※住み替える場合、引越し費用10万円の上乗せ | 60万円 |
| ※居住誘導区域内(建て替え) ※省エネ基準適合 | | |
| ブロック塀 改修工事 | 建て替え (緊急輸送路など) | 59万9千円 |
| | 除却 (緊急輸送路など) | 26万6千円 |
| | 除却 (一般道) | 20万円 |
| ※通学路沿いの場合は、補助額上限を廃止します。 | | |

②命を守る対策

☎ 危機管理課 (☎21-1131)

| 補助事業 | 対象世帯など | 補助額上限 |
|-----------|---------------|--------|
| 家具の転倒防止 | 一般 | 1万円 |
| | 高齢者など | なし(無料) |
| 防災ベッド設置 | 全世帯 | 20万円 |
| 防災ベッドフレーム | 重度障がい者が居住する世帯 | 30万円 |
| 耐震シェルター設置 | 一般 | 20万円 |
| | 高齢者など | 25万円 |

●がけ地近接等危険住宅移転事業

令和4年の台風15号では、半壊以上の被害が4件発生しました。いずれも土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内の住宅で、長期間にわたり、避難生活を続けている方がいます。住民の生命・財産に危険を及ぼす恐れのある区域において、安全な敷地への移転を推進しています。移転を希望する場合は下記補助金の活用についてご相談ください。

| 補助対象経費の内容 | 補助額上限 | |
|-------------------------------------|--------|--------|
| 危険住宅の除却等に要する経費 (除却等費) ※危険住宅は原則除却 | 97万5千円 | |
| 危険住宅に代わる住宅の建設などに要する経費 (建物助成費、購入を含む) | 土地購入 | 206万円 |
| | 敷地造成 | 60万8千円 |
| | 住宅建築 | 465万円 |
| ※借入金の利子相当額に対して補助 | | |
| ※新築住宅は省エネ基準に適合していること | | |

○半年事業のため、工事は年度内に完了すること。

家代の里地内市有地売却に係る 掛川市職員賠償責任等審査委員会の答申について

問 人事課 (☎21-1366)

家代の里地内市有地売却に係る損害賠償請求訴訟について、令和5年9月1日に判決が確定したことを受け、売却に係った職員に対する国家賠償法第1条第2項の規定による求償権の行使について、掛川市職員賠償責任等審査委員会に諮問していましたが、令和6年3月28日に答申書が提出されました。

掛川市職員賠償責任等審査委員会の概要

市職員の賠償責任に係る事案の審査を行うために置かれた、3人の弁護士で構成される委員会

審査の経過

令和5年11月6日～令和6年2月14日までに計4回の審査が行われました。

諮問時に市長から「村度なく、法的な見地から厳正な審査を」と依頼したことを受け、第2回以降は委員のみによる審査とされました。

答申内容

国家賠償法第1条第2項の規定による求償権は、公務員に故意または重大な過失があったときに、当該公務員に対して行使することができるとされています。

裁判所の判決や事案全体を確認し、以下の2点の対応について「故意または重大な過失」の有無を審査した結果を答申いただきました。

①市有地を誤って売却したこと

平成30年3月に本件の売買契約を締結する際、当時の副市長、総務部長、管財課長は、当土地が売却できない行政財産という認識はなく、かつ行政財産であると認識できなかったことについて、重大な過失があったとは言えない。

②誤って売却した市有地の買い戻しに時間がかかったこと

当土地が売却できない行政財産であることが判明した後、令和元年7月まで買い主に買い戻しの連絡をしなかったことは、善後策の検討に時間を要したためであり、漫然と見過ごしたとは言えず、当時の副市長、管財課長に重大な過失があったとは言えない。

掛川市職員賠償責任等審査委員会の答申を受け、退職者を含めた当時の事務処理に携わった者への求償は行わないことといたしました。

本来、掛川市が適正に管理すべき市有地を市内不動産業者に誤って売却し、損害を与えたことに対してお詫びの気持ちを表すため、ご迷惑をお掛けした不動産業者に私自身が赴き、謝罪をいたしました。

長期間にわたり、不動産業者にご迷惑をお掛けしましたこと、市民のみなさまの信頼を損ねたことを心から深くお詫び申し上げます。私としましては、不適切事務の再発防止の責務を有する現執行部トップとして責任をとるため、令和6年6月市議会定例会において、市長、副市長の給与を減額する条例案を提出する予定です。

また、全職員に対しては改めて「不適切事務再発防止のためのアクションプラン」の周知徹底を図ったところです。

全職員が今回の教訓を自分事としてとらえ、二度とこのような不適切な事務を起こさないよう、職員一丸となって市民のみなさまの信頼回復に努めてまいります。

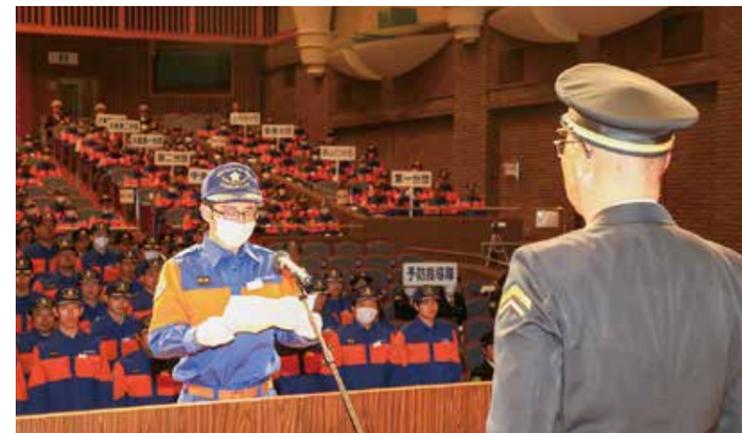
令和6年3月28日 掛川市長 久保田 崇

消防団入退団式を開催 令和6年度を新体制でスタート

新体制653人でスタート

令和6年度消防団入退団式が3月31日、掛川市文化会館シオーネで行われました。令和6年度より団長に任命された鈴木将介団長が134人の退団者に、これまでの消防団活動に対する感謝の言葉をかけたほか新入団員70人に消防団活動の心構えなど訓示・激励しました。

消防総務課 (☎21-6101)



新入団員を代表して、大東第五分団の伊藤颯悟さんが、「良心に従って誠実かつ公平に消防の任務を遂行することを厳粛に誓います」と力強く宣誓しました。



地域を守る防災のエキスパート

消防団の活動は、火災だけでなく、防火指導やパトロール、地震・風水害の対応など多岐にわたります。令和6年度半島地震では消防団員の活動が重要な役割を果たしました。大津波警報を受け、避難誘導をしたり、倒壊家屋の救出にあたるなど消防団の役割の重要性を多くの人たちが再認識したと思います。今後も地域防災のスペシャリストとしての活躍が期待されています。

実践に強い消防団を目指す

令和6年度も、実災害に強い消防団としていくため、より実践に近い訓練を行っていきます。近年では、火災だけでなく、台風などによる水害や土砂災害も多く、また、発生が懸念されている大規模地震による災害に対しても、対応できるよう消防団を強化していきます。

消防団員募集中

私たちが住む地域のためにできることはさまざまです。大切な人、大好きな地元を守るため、消防団に入社しませんか。



掛川市消防団ホームページ

令和6年度新入団員一覧

(令和6年4月1日時点)

- 〔予防指導隊〕 鶴飼香奈子〔第一分団〕 石川陽太、池田太陽、佐藤颯河
- 〔西山口分団〕 横井一樹、山田誠一郎
- 〔上内田分団〕 菅野遼、堀内基矢〔掛川分団〕 中野佑太郎、石田雅人、及川潤〔中央分団〕 山下智大、山下蓮生、鶴長皓〔掛二分団〕 小山航輝、木村拓暉、高鳥雅雄、村松健太〔東山口分団〕 山崎啓生〔日坂分団〕 安達大翔、鈴木遼太〔東山分団〕 落合慶次〔西郷分団〕 桑田稀雪輝、中村龍〔倉真分団〕 松浦敏克、佐藤溪介〔原谷分団〕 富井柊太、山下愛斗、青木駿、小澤拓真、富井翼〔原田分団〕 加茂賢太、天野公貴〔曾我分団〕 大庭祐一〔桜木西分団〕 小田治親〔和田岡分団〕 村松宏飛、村松海杜、落合望〔大東第一分団〕 松下敦也、細川智弘、小林祐輝
- 〔大東第二分団〕 水野翼、加藤聡馬、大澤宗也、石川健太郎〔大東第三分団〕 犬塚智也、柴田善司、平野紘希、浅井勝貴〔大東第四分団〕 渡邊裕之、中島彪流、袴田凌太、中谷侑司、青野智文〔大東第五分団〕 伊藤颯悟〔大須賀第一分団〕 萩原大輝、新村健、中山雄太、栗山大和、高橋康介〔大須賀第二分団〕 春田省悟、大石伊織、土屋陽平、岡田侑己、村松怜〔大須賀第三分団〕 大場崇生、松島翔太〔大須賀第四分団〕 青野駿斗、井口皓平、久保野耕陽 (敬称略)